

スピノザの法哲学における規範と自然

—ホッブズとの比較の試み—

河合 孝昭 (教育学科)

Norms and Nature in Spinoza's Philosophy of Law:
A Comparison with Hobbes's Theory

Takaaki Kawai

Department of Education, Kamakura Women's University

Abstract

This paper examines the originality of Spinoza's philosophy of law in comparison with Hobbes's. Both theories contain some elements of legal positivism, deploying the so-called "command theory of law." However, a close examination reveals that both philosophers have certain characteristics as natural lawyers. While natural law in Hobbes is related to moral law, which is faithful to the traditions of classical natural law theory, Spinoza's natural law is devoid of normative elements and has a genuinely descriptive character. This concept of anormative natural law makes it possible to transcend the scheme of classical natural law theory.

Key words: Spinoza, Hobbes, natural law theory, legal positivism, command theory of law, separation of law and morality

キーワード：スピノザ、ホッブズ、自然法論、法実証主義、法命令説、法と道徳の分離

序

スピノザとホッブズが生きた17世紀は、法哲学の主役が、自然法論から法実証主義へと交代しつつある過渡期の時代であった¹⁾。この過渡期において、ホッブズは、あるときは自然法論の新しい流れを切り開いた哲学者として、またあるときは法実証主義の先駆者としてとりあげられ、法哲学の歴史の中で重要な位置を与えられてきた²⁾。その一方で、ホッブズから大きな影響を受けたスピ

ノザの名が、その歴史の中で語られることはこれまであまりなかった。しかし、後述するように、スピノザの法哲学は、自然法論と法実証主義の過渡期に位置するにとどまらず、両者の範型を逸脱する独特の内容を有しており、その独自性を看過することはできない³⁾。本稿は、これまであまり取り上げられることのなかったスピノザの法哲学を、ホッブズのそれと比較することによって、法哲学の歴史の中に適切に位置づけようとする試みである。

以下の論述においては、まず、ホッブズとスピノザが、実定法の本質を説明する際に、ともに依拠している「法命令説」に光を当てることによって、彼らの理論の法実証主義的側面を浮き彫りにする。次に、彼らの所説を「法と道德の分離」という観点から批判的に検討し、それらが依然として自然法論の影響を受けていることに注目するが、同時に、「自然法」に対する彼らの考え方には大きな違いがあることも示す。この比較をとおして、ホッブズの自然法が、古典的自然法論と同様に道德規範としての性格を保持しているのに対して、スピノザのそれは、自然法則に近いものでありながら、規範の次元を基礎づけるような独自の性格を持つものであることを明らかにする。

1. 「法命令説」とは何か

最初に、「法命令説」とはどのような立場であるかを確認しておきたい。「法命令説」とは、一言で言えば、「法の本質は命令である」と考える立場である。20世紀を代表する法哲学者であるH. L. A. ハートが、主著『法の概念』（1963年）において、法実証主義の立場と特徴を五つに分類したことはよく知られているが、そのうちの第一のものが「法命令説」である⁴⁾。ハートは、この立場をとった代表的思想家として、ベンサムやオースティンといった18世から19世紀にかけて活躍した功利主義者たちを挙げている。彼らが展開した法命令説の概要は、ハートの論文「実証主義と法・道德の分離」において、次のように簡潔にまとめられている。

命令 [command] とは何であろうか。それは端的に、ある人によって発せられる、ほかの人が何らかの行為をするべきだとか控えるべきだとかいう欲求の表現であり、それに従わなければ処罰の脅威が伴う。命令は、次の二つの条件が満たされれば法となる。第一に、命令は一般的でなければならない。第二に、命令は、(ベンサム、オースティンのどちらも主張したように) どのような体制の社会であってもすべての政治社会に存在するも

のによって、すなわち、社会の大部分から習慣的服従を受けているが、しかしみずからは他者に対してそのような服従をしていない、ある人物ないし人物たちによって、命令されなければならない。これらの人物は社会の主権者である。よって法とは、社会における命令されることのない命令者の命令である。つまり法とは、定義上法の外にいる主権者の、法的に束縛されない意志による、創作物なのである⁵⁾。

ここでハートが述べているように、「命令」は、命令を発する当人(たち)は習慣的服従を享受しているものの、その者(たち)自身は誰にも服従しないような、人物ないし集団によって、一般性を具備した形で発せられることによって、「法」となる。また、法が命令である以上、それに従わない場合には制裁が科されるが、命令する者自身は法の外部に位置しており、この法に拘束されない。以上が、ハートが要約した、ベンサムとオースティンの法命令説の内容である。

ハートによれば、ベンサムとオースティンは、この「法命令説」に加えて、「法と道德の間には必然的連関がない」という主張(ハートによって分類された法実証主義の第二の立場)を展開することによって、初期の法実証主義のひとつの典型的な立場を構築した。この「法と道德の分離」という問題については、のちほど詳しく取り上げる。

周知のように、ハート自身は、こうしたベンサムとオースティンの見解を批判し、それを乗り越えて独自の法実証主義を展開していくことになる。しかし、本稿ではこのハートの所説には立ち入らない。ここでわれわれの関心を引くのは、ベンサムとオースティンが展開した法命令説を、時代的に先行するホッブズとスピノザが先取りしていることを確認すること、さらに、同じくベンサムやオースティンの所説でもあった「法と道德の分離」という考え方が、ホッブズとスピノザにもあてはまるのかという問題を検討すること、これら二つのことである。

2. ホッブズと法命令説

まずホッブズについて確認していく。ホッブズが法命令説をとっていることに関しては、すでに何人かの解釈者たちが指摘している⁶⁾。これらの指摘もふまえつつ、最初に、ホッブズにおける実定法、すなわち市民法〔国法〕の特徴について見ていこう。

ホッブズは、市民法を「コモンウェルス〔＝国家〕が、語や書面その他の十分な意志のしるしによって、すべての臣民に命令した諸規則」であると定義する (L26: 414)⁷⁾。この際、ホッブズは、法はあくまで「命令」(command) であって「忠告」(counsel) ではないということを強調する。

そして、第一に明らかなことは、法一般は忠告ではなくて命令であり、また任意の人から人への命令ではなくて、以前に自分に服従すべく義務づけられた者に向かって、彼のみが出す命令なのである。(L26: 414)

ホッブズによれば、「命令」と「忠告」の相違は、「命令」が命令する人「その人の便益に向けられている」のに対して、「忠告」は「他人の便益に向けられている」ことにある。さらに命令は、命令されたものを義務づけるが、忠告はそうではない (L25: 400)。このように、法の本質が忠告ではなくて命令であることによって、命令されたものは法に従うよう義務づけられる。

さらに、法＝命令に従う者は、特定の人物ないし会議体が最高命令権を持っているということ、さらには、その法＝命令の内容が何であるかということ、これら二つのことをあらかじめ認識している必要がある。というのも「誰に対して、また何事を義務づけられているかを決して知ったことがない者は、従うことができず、あたかも義務づけられていないのと同様であるから」(DC 14. 11)。したがって、命令されるものがこれら二つのことを認知しているということは、法の本質にとって不可欠な要素である。このように、ホッブズにお

いて、命令が法になるためには、命令される者(臣民)が、命令する者(コモンウェルスの主権者)に従う義務があるということをあらかじめ受け入れており、かつその命令の内容を確定し認知している必要があることがわかる⁸⁾。

こうしたことに加えて、ホッブズは、あらゆる市民法には刑罰が結びついており、法への不服従が制裁を招くと述べている (DC14. 8)。それと同時に、立法者である主権者は、この市民法に拘束されないということも強調する。

コモンウェルスの主権者は、合議体であれ、ひとり人間であれ、市民法には服従しない。というのも、主権者は、法を作ったり廃止したりする権力をもっているので、望むならば、自分を困らせる法を廃して新しいものを作ることにより、それに対する服従から自己を解放しうるからである。(L26: 416)

主権者が市民法に拘束されないということは、詳しく述べれば、以下のようなロジックによって正当化されている。すなわち、立法権を有するのが主権者のみであり、かつ法が拘束的〔義務的〕性格を持つ以上、もし法が主権者を拘束するならば、拘束する者と拘束される者が同一であることになる。しかるに、誰かを拘束する者は、その気になればその者を解放することもできるのであるから、そもそも初めから自由であるはずである。したがって、ある者が自己に拘束されるということは論理的にも事実的にも不可能であり、主権者は市民法に拘束されないのである⁹⁾。

以上のことから、もし主権者が市民法に拘束されると主張する者がいれば、その者は、コモンウェルスを弱体化させ解体へと至らしめる誤りを犯しているということになる。というのも、主権者の上に法を置くことは、裁判官が主権者を裁くことを可能とするが、これは主権者の上に新たな主権者を置くことに等しいからである。そうなると、論理的に、この新たな主権者を処罰するためにさらなる主権者を置く必要が生じ、無限進行に陥る。その結果、コモンウェルスは混乱と解体

を余儀なくされるというわけである¹⁰⁾。

このように、ホッブズにおいて、法の本質は、あらかじめ臣民が服従を義務づけられた主権者の命令であることに存しており、当の主権者はそうした法の拘束を免れている。これは、ハートが要約した、ベンサムとオースティンの法命令説の内容とほぼ合致している。以上をもって、ホッブズは、法命令説の立場をとっていると結論してもよいだろう。

3. スピノザと法命令説

次にスピノザについても見ていく¹¹⁾。まず、法の本質に関する彼の見解を確認しよう¹²⁾。スピノザによれば、「法」(lex)は、「絶対的な意味」に解するならば、「すべての個物であれ同一の種類に属する若干の個物であれ、それによって各々の個物が、唯一かつ同じ様式、一定の決まった様式において働くところのもの」(TTP4 G57)、すなわち自然法則に等しいものである。しかし、一般的な意味における法は、それに対する服従の如何が人間の意志に任されている「命令」(mandatum)のことを意味する。

しかし実に、法という言葉は、転義によって [per translationem] 自然の諸物に適用されるように思われる。そして一般的には [communiter]、法とは、人間が果たすこともなおざりにすることもできる命令 [mandatum] の意味にのみ理解される。

(TTP4 G58)

このように、「命令」としての法こそ、一般的な意味における「法」であり、それは「人間がある目的のために自分や他人に対して規定する生活規則 [ratio vivendi, quam homo sibi vel aliis ob aliquem finem praescribit]」(TTP4 G58)であると定義される。ところで、たいていの場合、こうした生活規則としての法の真の目的を理性的に理解することができる者は少数であり、そうした真の目的を理解したうえで自発的に法に従うものは

まれであるとスピノザは考えている。そこで立法者たちは、万人を等しく法に服従させるために、「あたかも馬を手綱で御するかのよう」に、法に服従する者に対しては一般の人々がもっとも望むものを約束し、反対に法に従わない者に対しては、一般の人々がもっともおそれるものをもって威嚇することを常としていた。このようにして、「人間に対して、ほかの人間の命令によって [ex aliorum imperio] 規定される生活規則」(TTP4 G59)が、もっぱら「法」とみなされるようになったのである。こうした議論を見るかぎり、スピノザもまたホッブズと同じく、法の本質を命令とみなしていると考えられる。

次に、法を発令する者(最高権力)と法に服従する者(臣民)との関係性についても、スピノザはホッブズとほぼ同様の立場をとっている。たとえばスピノザは『神学政治論』において、次のように述べる。

……臣民に求められているのは、すでに言ったように、最高権力の諸命令 [mandata] を果たし、また最高権力が法／権利 [jus] と宣言する以外の何ものをも法／権利と認めないことである。

(TTP16 G194)

この主張は、『神学政治論』のあとに書かれた『政治論』においても引き継がれている。まず、おのおのの国民は「自己の権利のもとではなく国家の権利のもとにあり、国家のすべての命令 [mandata] を実行するように義務づけられる」(TP3/5)。次に、立法権のみならず、司法権(法律を解釈し、適法・違法を決定する権利)もまた最高権力 (summa potestas) のみが保持している (TP4/1)。さらに法律の効力に関しては、国民の大多数がそれによって拘束されている、つまりそれに従っていることをもってその効力が発揮されているとみなし、「愚者」や「狂者」、さらには特定の宗教に帰依している者がそれに従わないとしても、法律は効力を失わないと考えられている (TP3/8)。

それではスピノザにおいて最高権力は国法に拘束されるのであろうか。この点に関してスピノザは、国法は「まったく国家の決定に依存する」ものであると規定し、国家は「自由であるためには、自分以外の何ものの意にも従う必要がないし、自分にとって善あるいは悪であると認めた以外のことを善あるいは悪とみなす必要がない」と述べることによって、国家が国法に拘束されない存在であることを認める (TP4/5)。

以上のように、スピノザは、法の本質が国家すなわち最高権力の命令であるところに存していること、それは国民の大多数の服従によって支えられていること、そして国家そのものは法の外部にあってそれに拘束されないこと、これらのことを主張している。それゆえ、スピノザもホッブズと同じく、法命令説の立場をとっていると結論してよいだろう。

4. 法と道徳の分離

もしホッブズとスピノザが法命令説に立脚しているとするならば、ハートの分類にしたがって、彼らを、オースティンやベンサムと同じタイプの法実証主義者とみなしてもよいのであろうか。事態はそれほど単純ではない。ここからは、法実証主義の主要な特徴であり、オースティンやベンサムの法実証主義が備えている特徴でもある、「法と道徳の分離」という観点から、両者の立場を分析していく。まず、ホッブズの立場をこの観点から考察してみよう。

本稿の冒頭でも述べたが、ホッブズはしばしば法実証主義の先駆者とみなされ、オースティンやベンサムの法命令説を準備した思想家とみなされることがある¹³⁾。その一方で、ホッブズが法実証主義者であることを否定し、むしろ彼を古典的自然法論の系譜に位置付けるべきだとする解釈者もいる¹⁴⁾。争点は、ホッブズにおける自然法と市民法〔国法〕の関係性にある。以下、この関係性を中心に問題の所在を明らかにしていく。

もしホッブズが厳格な法実証主義者であるならば、実定法である市民法は、道徳法であるところ

の自然法から独立した内容を持つことができるはずである。つまり法と道徳は分離されていなければならない。この点について、ホッブズを法実証主義者だと考える解釈者たちは、市民法〔実定法〕の本質が主権者の命令にあるとするホッブズの実証主義思想は、同時に「法と道徳の分離」という考え方を随伴すると考える¹⁵⁾。さきほど挙げた、ホッブズによる市民法の定義を、それに続く部分を含めて、あらためて引用しよう。

市民法とは、コモナーウェルス〔=国家〕が、語や書面その他の十分な意志のしるしによって、すべての臣民に命令した諸規則である。それは、正邪の別、すなわち何がその規則に反し、何が反しないかを区別するのに用いるためのものである。(L26: 414)

この定義から導き出されることは、市民法の本質が、主権者の意志を命令として表出したものであることに存しているのであれば、その内容の法的妥当性の判断も主権者にゆだねられているということ、それゆえ、たとえその内容が道徳的に悪であっても、その市民法は依然として法たる資格を失わないであろうということ、これらのことである。実際、ホッブズ自身が言っているように、「法は不正〔unjust〕ではありえない」のであって、主権者の権利によってなされることは「人民のおのおのによって正当とされ、自分のものと認められ、そして、各人がそのようにして持つものは、だれも不正だとは言えない」のである (L30: 540)。もしこのような法と道徳の分離が、ホッブズの実証主義思想において一貫して堅持されているのであれば、ホッブズはまぎれもなくオースティンやベンサムと同じタイプの法実証主義者だということになるであろう。

ところが、他方でホッブズは、道徳法たる自然法と実定法たる市民法との境界を不分明にするようなことも述べている。たとえばホッブズは、「自然法と市民法は、相互に他を含み、その範囲を等しくする」とか、「市民法と自然法は、ちがった種類の法ではなくて、法の異なる部分なので

あり、そのうち一方は、書かれているので市民的と呼ばれ、他方は書かれていないので自然的と呼ばれる」などと述べることによって、成文法か不文法かという違いはあるものの、市民法と自然法の間には何らかの相補的關係があることを認めているように思われる (L26: 418)。もちろん、市民法と自然法は、対等な関係にあるというわけではない。というのも、自然法は、自然状態においては厳密には法ではなく、「人々を平和と服従へと向かわせる諸性質 [qualities]」なのであって、「ひとたびコモンウェルスが設立されると、そのときに、それは現実に法になるのであって、それまでは法ではない」からである (L26: 418)。つまり、厳密に「法」とみなすことができるのは市民法だけなのである。しかしそうはいても、書かれざる道徳法である自然法が、コモンウェルス [= 国家] において実定法になりうるのであれば、道徳と法の分離がかぎりなく曖昧になってしまうことは避けられないであろう。

これに加えて問題になるのは、実定法が自然法に反するような内容を持つ場合、そのような実定法を正当な法として認めることができるかどうかということである。もしホッブズが厳格な法実証主義者であれば、法と道徳の分離を認め、自然法の内容に反する実定法も容認することであろう。ところがホッブズは、この点に関しては、むしろ自然法論に親和的な立場を取っているように思われる。たとえばホッブズは「主権者たちはすべて、自然の諸法に服従する」と述べ、その理由を「それら [= 自然の諸法] は神的なものであり、いかなる人によっても、またコモンウェルスによっても、廃止されえないからである」としている (L29: 504)。もしこのホッブズの言葉をそのまま素直に受け取るならば、主権者が自然法に反する内容を持つ市民法を作ることは許されないことになる。つまり、自然法は市民法に対して優越し、その内容を規制する役割を果たすことになる。そうすると、ホッブズは法実証主義者というよりも、むしろ自然法論者に近い立場をとっているということになるであろう¹⁶⁾。

このように、ホッブズの法哲学においては、法

実証主義者としての側面と自然法論者としての側面が、矛盾を孕んだままに同居している。解釈者たちは、そのどちらの側面がホッブズの法哲学の本質を形成するのか、ということについて論争を交わしているのであるが、本稿ではこの論争に立ち入ることはしない。これまでの考察から言えることは、ホッブズにおける主権者は、たしかに自分自身は市民法に拘束されることはないのだが、市民法を制定する際には、(少なくとも内面においては) 自然法に縛られ、主権者があからさまに非道徳的な内容を持つ市民法を作ることは歯止めがかけられているように思われるということである。したがって、さきほど引用した「法は不正ではありえない」というホッブズの言葉を、「主権者はいかなる内容の法も制定することができる」という「強い意味での」法実証主義的主張を意味していると解することは難しいであろう。そうすると、ホッブズの法哲学は、後世の法実証主義に見られる要素を有してはいるものの、その本質は依然として古典的自然法論の圏内にあると解釈するのが穏当であると考えられる。

5. 最高権力と自然法

引き続き、スピノザの所説についても「法と道徳の分離」という観点から検討を加えていこう。ホッブズと同様、スピノザにおいても、国法と自然法の関係が問題になる。前述したように、スピノザもひとまず、最高権力が国法に拘束されないことを認める。しかしその一方で、スピノザは次のようにも言う。

だが、次のように問うのが常である。最高権力は法に拘束されるかどうか、したがってまたそれは罪を犯しうるかどうか。しかし、法ならびに罪という言葉は、国家の法に関係するのみならず、あらゆる自然物に共通の規則、とりわけ理性の共通の規則にも関係する [omnium rerum naturalium et apprime rationis communes regulas respicere] のが常であるから、国家が何の法にも拘束されない、あるいは

は罪を犯しえないとは、絶対的には言えない。
(TP4/4)

ここでスピノザが言わんとしているのは、たしかに最高権力は国法、すなわち実定法には拘束されないけれども、「自然物に共通の規則」とりわけ「理性の共通の規則」には拘束されるということ、そしてそれらの規則に反する際に、最高権力は「罪を犯す」(peccare)と言えらるということである。この「自然物に共通の規則」が自然法に相当することは明らかであるが、それが「理性の共通の規則」と言い換えられ、さらにそれに対する違反が「罪を犯す」という、規範的・道徳的表現で表現されていることから、われわれはこの「自然法」が古典的自然法論における道徳法としての規範的自然法であると結論したくなる。しかし、果たしてそうであろうか。

さきほど引用した『政治論』第4章第4節の別の箇所において、スピノザは、最高権力を拘束するものがなんであるかという問題を取り上げ、「それがなくては国家が国家として存在しない諸法則あるいは諸規則」こそが、最高権力を拘束する当のものであると述べている。そして、そうした規則に国家が拘束されないとすれば、その国家は「自然物 [res naturalis] としてではなくキマイラ¹⁷⁾とみなされなければならない」と言う。つまりここで考えられている「国家」(civitas)は、あくまで「自然物」としての国家であり、水が水であるためには酸素を欠くことができないのと同じ意味で、そうした自然物としての国家の存立にとって不可欠な「諸法則あるいは諸規則」が問題になっているのである。さらに、件の「罪を犯す」という表現についても、ここでスピノザがこの表現を「哲学者や医者が自然は罪を犯すと言うのと同じ意味で」(TP4/4)用いていると述べていることに注目しなければならない。普通に考えれば、道徳家ならいざしらず、哲学者や医者が「自然は罪を犯す」とは言わないであろうから、この言い回しは、通常の規範的・道徳的意味とは別の意味で用いられていると解釈するのが妥当であろう。とはいえ、スピノザは、同じ個所 (TP4/4) で

「国家が理性の指図に反して何かをなすときに [quando contra rationis dictamen aliquid agit] 罪を犯すといいうる」とも述べており、スピノザが古典的自然法論に寄り添った形で、自然法を規範的な意味で用いているように思われることも事実である。こうしてわれわれは、ここで問題になっている自然法が、自然法則としての自然法なのか、それとも道徳規範としての自然法なのか、判定しがたい状況に置かれてしまう。われわれは、このくいちがいをどのように考えればよいのだろうか。

この疑問について、ここで性急に答えを出すことは差し控えよう。そしてまずは、「それがなくては国家が国家として存在しない諸法則あるいは諸規則」とは何であるかについてさらに考えてみたい。スピノザはこれについて、臣民が国家に対して抱く、「尊敬」(reverentia)と「恐怖」(metus)の原因となるものこそが、そうした「諸法則あるいは諸規則」であると考えている。

したがって国家は、自己の権利のもとにあるためには [ut sui juris sit]、恐怖と尊敬と原因を維持するように拘束される。さもなければ、国家は国家であることをやめる。
(TP4/4)

たとえば、最高権力を有する者が、遊興に耽ったり、(たとえその者が法外な地位を有していようと)自分が定めた法律を軽んじたり破ったりするならば、臣民の尊敬を得ることはできない。したがって、最高権力の保持者には、理性的で分別あるふるまいが求められる。しかし、それだけでは不十分である。最高権力を有する者にとっては、臣民をして最高権力に恐怖の念を抱かせる¹⁸⁾こともまた不可欠なのである。だがそれには度を過ぎてはならないという留保がついている。というのも、臣民に対する過度に圧政的なふるまいは、臣民が抱く恐怖をやがて憤激に変え、「国家状態を敵対状態に変える」ことになるからである (TP4/4)。

このことからわかるように、最高権力を拘束する、「それがなくては国家が国家として存在しな

い諸法則あるいは諸規則」とは、最高権力が常に臣民の恐怖と尊敬の対象となることを可能にする「諸法則あるいは諸規則」ということになるだろう。そして国家は、そうした諸法則ないし諸規則に背く場合に、「罪を犯す」のである。問題は、それらがホッブズの自然法のように、道徳的・規範的意味を持つか否かということである。この問いに答えるための手がかりとなると思われるのが、以下のスピノザの言葉である。

というのも、国家が自己のために遵守するよう拘束される諸規則ならびに恐怖と尊敬の諸原因は諸々の国法〔＝市民法〕[*Jura civilia*]には関係せず、自然法／権 [*Jus naturale*] に関係するからである。それらは(前節により)国法によってではなく戦争の法／権利 [*Jus belli*] によってのみ擁護されるからであり、また国家は、自然状態における人間が自己の権利のもとにありうるために、もしくは自己の敵とならないために、自分自身を滅ぼすことのないように用心しなければならないのとまったく同じ理由において、それらのものに拘束されるからである。(TP4/5)

すでに上野修が指摘しているように、ここに出てくる *jus belli* は、*jus* というラテン語が「法」と「権利」の二つの意味を持ちうるため、「戦争の権利」とも「戦争の法」とも訳すことができる¹⁹⁾。そのため、スピノザが *jus belli* という語を用いる場合、それがこれらの二義のどちらを意味するかを判定するのは容易ではない。しかし、上野の分析を参照しつつ、『政治論』においてこの表現が用いられている文脈に注意するならば、次のような整理が可能であろう。

第一に、*jus belli* は「戦争の権利」を意味し、国家の統治権を掌握している者(最高権力の保持者)は、それを行使することによって他国と交戦状態に入ることができる (cf. TP3/13)。つまり、この権利は、国家間に起こった紛争を解決する手段として用いられる。そしてこの意味での「戦争

の権利」を有しているのは、最高権力の保持者たる為政者のみである (cf. TP4/1)。

ところがスピノザは、この「戦争の権利」が、為政者が国民によってその支配力を奪われる場合にも働いていると言う。たとえば「王は国法によってではなく戦争の権利によって支配力を奪われることがありうるのであって、また臣民は、王自身の暴力を、ただ暴力によってのみ拒絶しうる」(TP7/30)とされているように、臣民が王の支配を無効化する際に、戦争の権利が働いていることをスピノザは認めている。したがって「戦争の権利」の保持者は、為政者と臣民の双方であると考えられる。

第二に、この *jus belli* は、先ほど引用した『政治論』第4章第5節のような文脈においては、「戦争の法」という意味に解することが可能である。すなわち「戦争の法」とは、自然状態における人間が自分自身の敵となって自分自身を滅ぼすことがないように用心しなければならないのと同じ意味において、統治権を掌握する者が自分自身を滅ぼすことがないように用心しなければならないという、自然の理、自然の法則のことである。つまり、スピノザが「国家が自らのために守るよう拘束される諸規則ならびに恐怖と尊敬の原因」が「国法によってではなく戦争の権利／法によって擁護される」という、一見するとわかりづらい言い方で言わんとしているのは、統治権の保持者が国家を国家として存続させるためには、臣民にとっての恐怖と尊敬の対象とならねばならず、もしそうすることができなければ「戦争の法」によって国家は崩壊する、ということなのである。したがって、「戦争の法」は、古典的自然法論やホッブズにおけるような規範的・道徳的法としての「自然法」ではなく、かぎりなく自然法則に近い意味での「自然法」の一部であると解釈するのが妥当であろう²⁰⁾。

それでは、先ほど考察からいったん除外しておいた「国家が理性の指図に反して何事かをなす時罪を犯すといいうる」という、一見すると道徳的・規範的含意を持っているように思われる表現に関してはどうだろうか。これについては「理性の指

図」(dictamen rationis)という言葉の含意に関するラザーフォードの考察が参考になる。ラザーフォードによれば、スピノザは「理性の指図」と言う言葉を「自然法の伝統とは明らかに異なる仕方」で用いている²¹⁾。すなわちスピノザは、「理性の指図」に基づいて行為するという表現において、「理性の影響下で人間がいかにか必然的に行為するか」という事実を問題にしているのであって、人間が「いかにか行為すべきか」という当為を問題にしているのではない、というのである²²⁾。ラザーフォードのこの解釈が妥当であるとするならば、ここで問題になっているスピノザの表現も、「国家は理性の指図に従うべきであり、それに反するならば倫理的・道徳的に罪を犯す」ということを言わんとしていると解すべきではなく、あくまで自然法則として「理性の影響下でない国家が何事かをなすとき、必然的に何が結果するのか」ということを問題にしていると解釈すべきだと思われる。さらに、上述したように、「罪を犯す」という表現も、道徳家ではなく、科学者としての「哲学者や医学者」が、自然物としての国家を考察しているという前提で、その意味を考えなければいけないのであって、そこに規範的意味は込められていないと考えるべきであろう。

以上のように、スピノザの法哲学は、依然として古典的自然法論を意識しているものの、その自然法の内実は、古典的自然法論における規範的・道徳的要素を脱した、自然法則に近いものであり、その意味では、法と道徳の分離をホッブズよりもはるかに徹底していると考えられるのである。

6. スピノザの法命令説の独自性

これまでの考察を踏まえて、ここであらためてスピノザの法命令説に立ち戻り、その特徴について掘り下げて考えてみたい。前述したように、スピノザは、法の本質が国家ないし最高権力の命令であるということに存していること、法の効力は国民の大多数の服従によって支えられていること、そして国家ないし最高権力そのものは法の外部にあってそれに拘束されていないこと、これらのこ

とを主張している。これらの主張を考慮すれば、スピノザが法命令説を展開していると結論して差し支えない。しかし、だからといってスピノザは、最高権力が法をまったく恣意的に運用することができると考えているわけではない。ここでは君主国家を例にとって、そのことを示していく。

スピノザは君主国家のあるべき姿を論じた箇所において、君主国家においては「王の意志が国法そのものであり、王が国家それ自体である」(TP7/25)と述べることによって、法が法であるためには、それが王の意志でなくてはならないことを明確に述べている。また国民は、こうした王の意志としての法に対して「たとえそれをきわめて不条理と思う場合でも、服従しなければならない」あるいは「そうするように法によって強制されなければならない」(TP6/39)とも述べている。この主張は、一見すると、スピノザが絶対君主制の擁護者であり、王がいかなる不条理な内容を持つ法も国民に強制することを容認していることの証左であるように思われるかもしれない。しかし、スピノザは、慎重に次のようにも述べている。

したがって君主国家が安定的であるためには、たしかにすべてが王の決定によってのみ起こる、つまり、すべての法が王の明示された意志である、というように定められるのはよいが、王のすべての意志が法である、というように定められてはならない。(TP7/1)

ここで述べられているように、王の明示された意志であるということは、法が法であることの必要条件ではあっても十分条件ではない。つまり、法であるかぎり、それは王の明示された意志でなくてはならないのだが、あらゆる王の意志が法であるとは言えないのである²³⁾。このように、あらゆる法が王の意志とみなされなければならないということは、王の意志が絶対的なものであることを意味しない。それどころか、「法をあくまで強固に定めて、それを王自身によっても廃棄されないようにすることは実用にまったく矛盾しない」(TP7/1)のである。逆説的なことではあるが、法が

王の意志であることは、王が恣意的に法を改変したり撤回したりすることができることを意味するものではない。そもそも意志というものは変わりやすいものであるから、「もしすべてのことが一人の人間の変わりやすい意志に依存するとしたら、不変なものはなにもないであろう」(TP7/1)とスピノザは主張する。法は国家の安定性を保証するために必要な、理性的・合理的要素を含んでいなければならない、それはその時々王の意志によって変わるようなものであってはならないのである。加えて、法の番人である裁判官たちも、法を遵守するためには、あえて王の意志に背くことも厭わない態度が望ましいと考えられている。スピノザは『オデュッセウス』を例にとり、魔女の歌に迷わされたオデュッセウスの命にあえて従わず、オデュッセウスを船のマストに縛り付けておいた、オデュッセウスの部下たちの姿を、法を遵守する裁判官たちのあるべき姿に重ね合わせているのである (cf. TP7/1)。このように、スピノザの念頭には常に、被治者だけでなく治者もまた、理性の命令に従わざるを得ないように国家が組織化されなければならないという考え方がある (cf. TP6/3)²⁴⁾。

このように、スピノザは、最高権力の保持者が政体を持続させるためには、必然的に、理性的な法を理性的に運用することを余儀なくされるのだし、またそのように制度が整えられていることが必要であると考えている。さもなければ、国法が有効に機能することはなく、国家の安定的存続は望むべくもない。したがって、スピノザの考える法命令説は、理念的には為政者が国法に拘束されないことを前提にしつつも、事実上はそれに拘束されることを余儀なくされるという意味を含んだ、二面性を持っていると言えるだろう。

こうしたスピノザの考え方の背後には、国法の本質が主権者の命令に存しているとはいえ、その命令が、前述した、「それがなくては国家が国家として存在しない諸法則あるいは諸規則」すなわち、最高権力が常に臣民の恐怖と尊敬の対象となることを可能にする「諸法則あるいは諸規則」に合致したものでなければ、その実効性は保証され

ないという思想が控えている。そして、そのような「諸法則あるいは諸規則」こそ、道徳規範としての自然法ではなく、自然法則としての自然法にほかならないのである。

7. 総括

以上の考察から、ホッブズとスピノザにおける国家(ないし最高権力)と自然法との関係性の相違が明らかになった。ホッブズにおいて自然法は、古典的自然法の枠組みの内部に位置づけるにふさわしい、道徳法としての自然法であり、国法を制定する主権者は、このような規範的自然法に拘束される。それに対して、スピノザにおける自然法は、自然法則に近い自然法であり、最高権力を有する者は、国家を存続させるためにはこの意味での自然法に従う必要があり、もしそれに従わなければ、国家(およびそれを司る最高権力)は必然的に崩壊する。

このように、ホッブズもスピノザも、法実証主義者とみなすにはあまりに自然法に依拠しており、その意味では、彼らの法哲学は、依然として自然法論の影響下にあると言える。しかしながら、ホッブズにおいて自然法が依然として道徳法としての性格を強く保持しているのに対し、スピノザにおいてそれは、規範性を欠いた自然法則に近いものであり、そこにスピノザの法哲学の独自性と新しさがある。スピノザにおける実定法は、道徳法としての自然法からは独立しているが、もしその内容が道徳的・理性的要素を備えていなければ、そうした実定法によって運営される国家は、自然の法則によって必然的に不安定化し、やがて崩壊せざるをえない。そのため、為政者は、道徳法としての自然法の要請にしたがってではなく、自然法則としての自然法が示す要件を満たすべく、道徳的要素を実定法の中に組み入れることを余儀なくされる。なるほど為政者は、理念的にはいかなる規範にもしたがう「義務」はない。しかし、その「義務」を実行しなければ、国家が安定的に存続することは事実上不可能であり、為政者は(もちろんその理をふまえる賢明さを持ち合わせていれ

ばの話ではあるが)、自然法則としての自然法によってそうすることへと導かれるのである。このように、スピノザの自然主義的リアリズムは、規範の次元を超越すると同時に、それを基礎づけるほど徹底しているのである。

注・引用文献

- 1) 自然法論と法実証主義を、それぞれどのように定義するかは論者によって異なるが、一般的に言えば、自然法論とは、法と道徳の間に必然的な関係を認める立場であり、法実証主義はそれを否定する立場であると整理することができる。したがって、自然法論によれば、ある実定法が法としての資格を持つためには、その内容が、超実定的な道徳法である自然法の内容に合致していなければならない。これに対して、法実証主義は、自然法が存在そのものを否定したり、実定法に対する自然法の影響力を否定したりすることによって、実定法のみを法と認める。
- 2) 「ホッブズの市民法の理論は、法理学の中間地帯に位置している。自然法による市民法の説明がほとんど完全に支配していた時代は去った。〔しかしながら〕法実証主義が広く支持を得ることになる時代はまだ到来していなかった。」(Mark C. Murphy, “Was Hobbes a Legal Positivist?”, in *Ethics* 105(4), 1995, p.846.)
- 3) スピノザの法哲学が、自然法論と法実証主義の双方の側面を持っていることを指摘した先駆的研究として、マンフレート・ヴァルターの、以下の二つの論考を参照されたい。Manfred Walther, „Spinoza und der Rechtspositivismus: Affinitäten der Rechtstheorie Spinozas und der Reinen Rechtslehre Hans Kelsens“, in *Archiv für Rechts-und Sozialphilosophie* 68, 1962, S. 407-419; „Die Transformation des Naturrechts in der Rechtsphilosophie Spinozas“, in *Studia Spinozana*, Vol.1, Walther & Walther Verlag, 1985, S. 73-103.
- 4) H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, 3rd ed., Oxford University Press, 2012, p.302.
- 5) H. L. A. Hart, “Positivism and the Separation of Law and Morals”, in *Harvard Law Review*, 71(4), 1958, pp.602-603.
- 6) Cf. M. M. Goldsmith, “Hobbes on Law”, in *Hobbes on Law*, edited by Claire Finkelstein, Ashgate, 2005, pp.3-4 ; 大塚滋『解き語り法実証主義』成文堂, 2014年, pp.253-254.
- 7) ホッブズの著作については以下の略号を用いる。引用の際は、『リヴァイアサン』については岩波文庫の水田洋訳を、『市民論』については本田裕志訳を基本とし、適宜訳語を変更した。
L=『リヴァイアサン』(*Leviathan*: edited by Noel Malcolm, Oxford University Press, 2012) 数字は章と頁数を示す。
DC=『市民論』(*De Cive: The Latin Version*, edited by Howard Warrender, Oxford University Press, 1983) 数字は、章と節の番号を示す。
- 8) これについては L26: 416, 422も参照のこと。
- 9) Cf. L26: 416; DC6.14
- 10) Cf. L29: 504; DC12.4
- 11) スピノザと法命令説の関係を指摘した先行研究は多くないが、次のものを参照した。Gail Belaief, *Spinoza's Philosophy of Law*, Mouton, 1971, pp.104-107; Daniel Frank & Jason Waller, *Spinoza on Politics*, Routledge, 2016, pp.113-114.
- 12) スピノザの著作からの引用はすべて、ゲブハルト版スピノザ全集 (*Spinoza Opera*, im Auftrag der Heidelberger Akademie der Wissenschaften, herausgegeben von Carl Gebhardt, Heiderberg, Carl Winters Universitätsbuchhandlung, 1925) からのものであり、慣例にしたがって以下の略号を使用した。引用の際には、岩波文庫の畠中尚志の訳を基本とし、適宜、訳語を変更した。『神学・政治論』に関しては吉田量彦訳の新訳(光文社古典新訳文庫)も参照した。
TTP=『神学・政治論』(*Tractatus Theologico-Politicus*) 全集第3巻を用い、章と全集(=G)の頁を示す。
TP=『政治論』(*Tractatus Politicus*) 全集第3巻を用い、章と節の番号を示す。
- 13) マーフィーは、ホッブズを法実証主義者とみなしている研究者たちをコンパクトにリストアップしている。Cf. Murphy, “Was Hobbes a Legal Positivist?”, p.847.
- 14) Cf. Murphy, “Hobbes (and Austin, and Aquinas) on Law as Command of the Sovereign”, in *Oxford*

Handbook of Hobbes, edited by A. P. Martinich and Kinch Hoekstra, Oxford University Press, 2013, p.340; 大塚『解き語り法実証主義』pp.237-258.

- 15) Cf. Murphy, “Was Hobbes a Legal Positivist?”, pp.846-848.
- 16) 大塚滋は、こうした市民法に対する自然法の優越性をふまえて、ホッブズはまぎれもない自然法論者であると結論づけている。(大塚『解き語り法実証主義』pp.253-257.)
- 17) 「キマイラ」はギリシャ神話に登場する怪物である。ここでは、「空想の産物」、「絵空事」という意味を表している。
- 18) スピノザは、臣民が為政者に恐怖を抱いていると言えるための要件については特に言及していないが、さしあたって、強制力を持つ法による制裁の可能性が実効性をもって確保されていることを、そうした要件の一つとして挙げるができるであろう。
- 19) *jus belli* に関する以下の記述に関しては、上野の以下の二つの論文を参照した。上野修「スピノザ『政治論』における *jus* (法／権利) の両義性」『スピノザーナ』(スピノザ協会年報), 第15号, 2017年, pp.1-20.; 「スピノザの群衆概念にみる転覆性について」『思想』, 1024号, 2009年, pp.102-116.
 なお、本稿においては、自然法思想の裏面である自然権思想については言及していない。これについては拙稿「スピノザの自然権思想とその成立背景」(岡田聡・野内聡編『交域する哲学』, 月曜社, 2018年所収)を参照のこと。
- 20) Cf. 「私はこうして自然法／権 [Jus naturae]」を、それにしたがってあらゆるものが発生する、自然の諸法則あるいは諸規則そのもの、すなわち自然の力能そのものと解する。」(TP2/4)
- 21) Donald Rutherford, “Spinoza and the Dictates of Reason”, in *Inquiry*, 51 (5), p.487.
- 22) *Ibid.*, p.488.
- 23) 川添は、ここでスピノザが言わんとすることは、「最終的な決定権や裁可権は王のうちに担保されなくてはならないが、そのことと王の全ての意志が法になることとは厳然と区別さるべきこと」であると解釈している。川添美央子「スピノザと「法

の支配」の行方」『聖学院大学論叢』, 第24巻第1号, 2011年, p.92.

- 24) ここでは君主国家を例に挙げたが、このスピノザの考え方は、理想的な貴族国家、民主国家を考える際にも貫かれている。実際、スピノザの『政治論』の扉には次のような言葉が掲げられている。「そこ [= 『政治論』] では、およそ君主国家であると貴族国家であると問わず、国家が専制政治に陥らぬようにし、かつ国民の平和と自由が侵されることなく保持されるようにするには、どのように組織されなければならないかということが示される。」

要旨

本稿は、スピノザの法哲学をホッブズのそれと比較することによって、スピノザの法哲学の独自性を明らかにしようとする試みである。両者の理論は、ともに「法命令説」を展開しているという点で、法実証主義の要素を持っている。しかし、仔細に検討するならば、両者には依然として自然法論者としての側面を見出すことができる。ホッブズの自然法は、古典的自然法論の考え方に忠実であり、道徳的規範としての性格を保持している。それに対して、スピノザの自然法は、規範的要素を欠いた自然法則に近いものであり、この自然法概念が古典的自然法論の理論的枠組みを超出する可能性を秘めている。(2022年9月9日受稿)